

学士会YELLメンバー規約

第1条 [総則]

学士会YELL(以下、「YELL」)は、未来を担う若きリーダーたる七大卒業生を繋ぐことを目的とし、個々の成長と社会の発展を目指すための個人及び集団活動を行います。本規約は集団運営全般に関する規約であり、メンバーは本規約遵守を承認したものとさせていただきます。

また、本規約の内容の一部を変更すること、または修正すること、さらに暫定的な諸規則を追加する場合もございますので、予めご了承ください。

第2条 [運営]

YELLは第1条に示す理念を目的に持つメンバーで構成されるグループで、活動を3つのグループに分類し、役割ごとに個別チーム(第9条に規定するチームを言う。以下、本規約において同じ)を構成し推進します。

(2) グループ及びグループ活動

グループ及びグループ活動を以下とし、それぞれ主体的に行えることとします。

- ① イベント …カフェ、読書会、プレゼン会及びその他イベントの開催
- ② 同窓会渉外 …各同窓会との連携
- ③ 外部団体連携 …七大卒を中心とした団体及び学士会会員に有益な団体との連携
その他、グループ連携が出来ることとします。

(3) 運営チーム

YELLとして各チームの方向付けを纏めるため、運営チームを置きます。

運営チームは、各チーム活動の環境整備を行い、グループ内及びグループ間でのチームの役割を調整出来ることとします。また、各活動に対しては、報告を求められることが出来るものとし、活動全体が健全に行われるよう努めるものとします。

第3条 [参加資格]

本活動の趣旨に賛同いただいた学士会正会員で、七大卒業生及びその集団等に対し個人またはチーム活動のもと繋ぐ活動が出来る方、また、チーム内で必要な活動を実行可能な方。

第4条 [活動と対価]

YELL活動は、ボランティアとして行われ、活動への対価は原則無形とし、人脈形成や活動経験の蓄積などにより、思考や知識を得るなど、個々の解釈に委ねるものとします。

活動内容は別途定めます。

第5条 [参加期間]

YELLは理念や目的が本人の意思と重なる限り永久メンバー制です。但し、半年間、集いへの参加や SNS への返信がない等、連絡がない場合、活動休止として取り扱い、1年以上連絡がない場合、YELLからの卒業とみなし対応することがあります。尚、本グループが認める理由がある場合にはこの限りではありません。

第6条 [権利の擁護]

メンバーにおいて、YELLメンバー規約の遵守に反する、YELLに対して損害を与える、他のメンバーの名誉を傷つける等の言動・行為がみられ、報告を受けた運営チームからの注意・警告等を受けたにもかかわらず、改善が望めない場合、当該グループのメンバー資格を失効とさせていただきます。

また、上記にかかわらずYELLが資格失効に相当すると判断した場合、同様の扱いとします。

第7条 [卒業]

メンバーはその申出により何時でもYELLを卒業出来るのとしします。

卒業の申出は、運営チームメンバー或いは、チームメンバーに記録が残る方法で連絡し、返信を受けた時を持って手続き完了とみなします。

第8条 [紹介及び推薦]

メンバーは、ご交友の中から本YELLにふさわしいと思われる方を、新たにメンバーとしてご紹介、ご推薦いただくことが出来ます。

第9条 [チーム]

本YELLは、必要な活動のためにチームを作れるものとしします。チームメンバーはYELLメンバーに限らず、学士会員等により必要に応じて構成出来ることとしします。YELLとしての目的を達した或いは趣旨と乖離した活動は、チームを解散し終了するか活動をチームに委ねることが出来るものとしします。

(2) チーム参加審査

チームでは参加を希望する方の出来ることと、チームが必要とする活動内容等を照らし合わせ、希望者のメンバー入りを選択出来るものとしします。

審査結果は決まり次第速やかに希望者へ連絡するものとしします。また、審査については、各チーム独自の基準をもとに行います。

審査結果についての異議申し立ては出来ないものとさせていただきます。

(3) チーム内権利の擁護

YELLの趣旨に反する方、チームの輪を乱したり、活動に積極的でない方は、チームの参加資格を失効とさせていただきます。また、チームごとに任期を決めることが出来るものとなります。

(4) チーム卒業

メンバーはその申出により何時でもチームを卒業出来るものとなります。

但し、その後のYELLの活動に影響を及ぼす際は、卒業前後にわたり誠意を持って引き継ぎ等を行うこととします。

卒業の申出は、運営チームメンバー或いは、チームメンバーに記録が残る方法で連絡し、返信を受けた時を持って手続き完了とみなします。

尚、チームを卒業してもYELLグループから外れることにはなりません。

第 10 条 [特記事項]

メンバーが暴力団関係者、または反社会的人物であることが発覚した場合(関わりがある場合も含む)、本YELLは当該メンバーの資格を剥奪することが出来るものとなります。

2019年2月16日施行